

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 保全推進課]

事業名
10款 1項 3目
公共建築物長寿命化対策事業

特記事項	
中期計画-38の政策	○
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号
38	1

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-3 20
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	3,913,800	0				2,100,000	1,813,800
補助事業							0
単独事業		補助率 %					0
令和2年度	3,446,200					2,100,000	1,346,200
増△減	467,600	0	0	0	0	0	467,600

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	3,069,224	3,408,163	3,408,818
算 市債+一般財源	3,069,224	3,408,163	3,408,818
決 事業費	3,001,802	3,200,383	2,985,103
算 市債+一般財源	2,998,537	3,196,969	2,962,771

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	8,790,000	8,790,000
算 市債+一般財源	8,790,000	8,790,000

方針の確認/決裁
有 (H21年7月) ・ 無

【事業の目的・必要性及び令和3年度実施内容】

1 長寿命化対策工事費

「横浜市公共施設管理基本方針」に基づき、市民利用施設・庁舎等の一般公共建築物について、劣化調査等により建築物及び建築設備の劣化状況を詳細に把握し、優先順位を付けた計画的な予防保全を実施しています。3年度も劣化調査等を実施し、①法令遵守 ②市民の安全 ③施設の寿命 ④運営に影響大の「部位の性格」と劣化度に応じた、優先順位をつけた保全対策を実施していきます。

なお、3年度に対応が必要な上記①②の工事に対応していくほか、②については「外壁改修等」の優先対応に配慮し、③④については「施設の主要部又は全館利用停止に繋がる不具合」「福祉系施設など利用者への特段の配慮が必要な不具合」などへの対応を最優先させることとし、限られた予算の範囲内で効率的・効果的な事業を執行します。

2 公共建築物データ類整備費

各施設の諸元や劣化状況等は、公共建築物保全データベースにより庁内共有し、保全に役立ててきました。この保全データベースと財政局にて構築した「公共建築物マネジメント台帳」を一部統合し、平成31年4月から「公共建築物台帳」として運用開始しました。これに伴い公共建築物台帳のデータベースの保守管理を行います。

また、建築、電気、空調、衛生工事等における竣工図面のPDF化を実施します。

3 劣化調査点検委託費

本事業では、予算を有効に活用するため、状態監視保全による工事の優先順位付けを行い、実施しています。そのため、建物や設備機器の各部位について、劣化・損傷状況等の不具合や劣化度の診断調査が不可欠であり、原則として6年毎に実施しています。3年度も2年度と同等数の施設について、劣化調査を実施します。

【実績の推移・今後見込み】

公共施設の保全費は、部位の性格・劣化状況・施設の性格などを考慮しながら保全の優先順位付けを行い、工事を執行しています。この状態監視保全の仕組みにより、単に個別保全計画に基づく時間計画保全よりも効率的・効果的な予算執行が図られています。

状態監視による工事の選定は、必要な時期に必要な対応を行うものとして実施しており、工事が先送りされた場合には施設の休館や事故などの不測の事態、或いは後年度経費の増大などに繋がるため、適切な執行が求められています。

【事業費の内訳】

(単位：千円)

項目	3年度	2年度	差引	説明
1 長寿命化対策工事費	3,834,800	3,399,200	435,600	過年度予算では工事対応ができず、先送りされている本来対応すべき工事箇所を積上げ(突発修繕費等を含む)
2 公共建築物データ類整備費	6,000	6,000	0	DBの保守費用、仮想基盤使用料、図面・書類のPDF化等
3 劣化調査点検委託費	73,000	41,000	32,000	施設の劣化状況の把握
合計	3,913,800	3,446,200	467,600	
市債	2,100,000	2,100,000	0	
一般財源	1,813,800	1,346,200	467,600	

【事業スケジュール】

事業対象となる施設数に応じ、また、築年数が経つにつれて必要となる事業量は増加していきます。現状の保全の仕組みを構築して以来、法12条点検の原則一元実施、施設管理者点検の強化など、制度運用等を工夫しながら効率的な保全対策工事の実施を進めています。

【事業開始年度】

公共建築物長寿命化対策費 平成17年度

【根拠法令】

- (1) 公共施設の長寿命化の推進に関する管理責任者等の設置に関する要綱 (H13.5制定R元.7改正財政局)
- (2) 横浜市公共建築物マネジメントの考え方 (H26.6発行財政局)
- (3) 横浜市公共施設管理基本方針 (H27.3策定H30.12改訂財政局)
- (4) 一般公共建築物 保全・更新計画 (H30.3策定財政局)

【根拠とするデータ等】

長寿命化対策工事候補リスト

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	藤井 康次郎	松田 豊	

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[建築局 保全推進課]

事業名		
10 款	1 項	3 目
建築基準法第12条点検業務		

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	10-1-3 21
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				一般財源等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	162,338	0					162,338
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	180,375						180,375
増△減	△ 18,037	0	0	0	0	0	△ 18,037

歳出		平成29年度	平成30年度	令和元年度
予	事業費	104,733	221,946	226,057
算	市債+一般財源	104,733	221,946	226,057
決	事業費	104,733	198,151	198,120
算	市債+一般財源	104,733	198,151	198,120

歳出		令和4年度	令和5年度
予	事業費	198,120	180,375
算	市債+一般財源	198,120	180,375

方針の確認/決裁
有 () 無 ()

【事業の目的・必要性】

1 事業の概要

建築基準法第12条点検業務は、建築基準法第12条第2項及び第4項で施設管理者に義務付けられている。建築局では平成23年度から点検を開始し、現在では約500施設を対象として点検を実施している。点検結果については、各区局のストックマネージャーに報告し、不具合については長寿命化対策事業での対応も含めて是正する。

【令和3年度実施内容と期待される効果】

施設管理者による簡易点検の情報も踏まえ、劣化調査と12条点検をより効率的・効果的に実施しており、2年度も引き続き長寿命化対策事業を推進して行く。

【実績及び今後見込み】

	30年度実績	元年度実績	2年度見込	3年度見込	4年度見込	5年度見込
建築局実施12条点検施設数	506	502	約500	約500	約500	約500
建築点検施設数	174	160	約160	約160	約160	約160
建築設備点検施設数	506	502	約500	約500	約500	約500
防火設備点検施設数	337	323	約330	約330	約330	約330

建築設備点検は毎年、建築点検は3年毎に実施する。建築基準法の改正に伴い、平成30年度から防火設備の点検が追加になり、点検項目が増え、それに伴い点検人数が増え、点検委託費が増加した。防火設備点検は毎年実施する必要がある。

【事業費の内訳】

(単位：千円)

	3年度	2年度	差引	説明
12条点検委託費	162,338	180,375	△ 18,037	
合計	162,338	180,375	△ 18,037	

【事業スケジュール】

4月から委託により点検を実施し、不具合について長寿命化対策事業での対応を含めて是正を検討していく。

【事業開始年度】

平成23年度から原則建築局に一元化して実施（各局予算令達替え）。平成24年度から建築局予算。

【根拠法令】

建築基準法12条第2項及び第4項

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	係
	中村 信樹	藤岡 干久	日下 弥寿彦